

第 2 9 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成28年 6月10日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

検針（水道メーター）の際にだれが立合うかわかる文書

- 2 同年 6月23日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 3 同年 6月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。
 - (1) 名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）及び名古屋市水道給水条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第52号）（以下これらを「給水条例等」という。）には、使用水量の計算は原則として2箇月ごとに量水器（以下「水道メータ」という。）を点検して行うものとし、水道メータを点検する場合には必要最小限の範囲で当該水道メータが設置された土地等に立ち入ることができる旨定められている。
 - (2) 名古屋市上下水道局（以下「局」という。）の給水区域内において設置されている水道メータの多くは上記(1)のように必要最小限の立入りによ

り点検することが可能であり、原則立会人は必要としない。

ただし、水道メータが施錠された屋内に設置されている等の理由により、局職員または点検業務委託先の検針員が単独では立ち入ることができない場合や水道の利用者から依頼があった場合等には、水道メータの点検の際に、当該水道メータの利用者や利用者の代理人等（以下「利用者等」という。）が立ち会って点検することはある。

しかし、誰が立ち会うかについて定めた文書は作成していない。

- (3) 上記(1) 及び(2) のとおり、給水条例等には、水道メータを点検する場合には必要最小限の範囲で当該水道メータが設置された土地等へ立ち入ることができる旨定められているが、それにより難しい場合等は、その具体的な事情に応じて利用者等と調整するものであり、水道メータの点検の際に立ち会う者について定めた文書は作成していない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分 of 取消しを求める。

2 審査請求の理由

どの根拠において作成していないかの理由がない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 本件対象文書について

- (1) 実施機関によると、水道メータの点検に関する運用は、上記第 3 2 のとおりである。

- (2) 水道メータが設置されている土地等の事情は、それぞれの現場毎に異なるものであり、水道メータの点検の際に利用者等の立会いが必要な場合、立入り先の具体的な事情に応じて利用者等と調整するため、本件対象文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理とまではいえない。

3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 7月20日	諮問書の受理
10月27日	実施機関より弁明書の写しを受理
11月10日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反 論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合 は意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久